

鳴門市学校給食の監査請求に関する決議

地方自治法第九十八条第二項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

一 監査を求める事項

- (一) 地方公務員法第三十五条の教育委員会の職員の職務に専念する義務に関する事項で財団法人鳴門市学校給食会（以下「給食会」という。）に当該職員が労務出資した事項
 - (二) 学校給食費の徴収に関する事項
 - (三) 鳴門市教育委員会と給食会の委託に関する事項
 - (四) 鳴門市の給食会に対する財産的出捐（現物出資及び金員出資並びに補助金を含む。）に関する事項
 - (五) 鳴門市が給食会に貸借（使用貸借及び賃貸借、消費貸借）する物（不動産及び動産）に関する事項
- ### 二 監査結果の報告期限

平成二十三年八月三十一日まで

平成二十三年六月二十七日